

平成 25 年 4 月 5 日

UWB 無線システム作業班
事務局御中

一般社団法人電波産業会
大村 好則

交流電源接続規定へのコメント

一般社団法人電波産業会高度無線通信研究委員会マルチメディア移動アクセス(MMAC)部会 UWB-WG (主査 眞田幸俊慶應義塾大学教授) では UWB 無線システムに関する検討を行っておりますが、「無線設備規則第 49 条の 27 第 1 項第 4 号 交流電源を使用していない無線設備においては、交流電源を使用している無線設備からの信号を受信した後でなければ、電波を発射してはならない」への照会に関して、UWB-WG としてのコメントをまとめていますのでご連絡いたします。

- ・当時、本設備規則は交流電源への接続により屋内使用の担保を意図したものであったと理解します。しかしながら、UWB 利用者にとっては、クライアントは交流電源に接続されたホストからの電波を受けないと電波発射ができないため、用途として例えばデジタルカメラや携帯電話からのファイル転送、印刷、TV 表示を行う場合、クライアントから HDD、プリンター、TV 等の起動あるいは、アプリケーションの起動等ができず、使い勝手の悪い製品となるため、UWB の十分な活用ができませんでした。
- ・現在、情報機器や情報家電製品の多くは直流電源駆動であることから、AC アダプターを用いた交流電源の直流変換とバッテリー内蔵による交直流両用使用により屋内であっても交流電源は必要としません。また、ハイブリッド車は車室内に AC コンセントを有し、交流機器製品の使用は屋内以外でも可能な環境になってきています。このような状況から、屋内限定と交流電源接続は対応していないと考えます。
- ・一方、同じ屋内使用を義務付けられている無線 LAN 機器は「屋内使用」の掲示となっています。UWB 利用機器は無線 LAN 機器と類似であることから、当該規則は削除していただくことを希望いたします。